

2021年2月

お得意様各位

奈良産経企画株式会社  
奈良市七条町118番地  
TEL0742-95-7030

## 消費税 総額表示の義務化について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、2021年3月31日で消費税における総額表示の特例が廃止されるにあたり、4月1日から事業者が商品の販売やサービスの提供を行うときにその価格を表示する際、総額表示が義務付けられます。これに伴って新聞折込広告、ポスティングチラシの表示価格におきましても2021年4月1日より消費税を含む総額表示が義務化されます。

下記の表示例を参考にいただき、ご注意、ご協力の程お願い申し上げます。

敬具

記

### 【総額表示の具体的な表示例】

下記のような表示が「総額表示」に該当します。(例示の取引は本体価格10,000円、消費税率10%)

11,000円

11,000円(税込)

11,000円(税抜価格10,000円)

11,000円(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)

10,000円(税込11,000円)

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。例えば、「10,000円(税込11,000円)」とされた表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、「総額表示」に該当します。

以上